

## 喜多方観光物産協会 会員の入会及び退会に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、喜多方観光物産協会（以下「本会」という。）規約第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会手続き)

第2条 本会の会員になろうとする個人、法人並びに団体は、入会申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、本会に提出しなければならない。

ただし、会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 個人 住民票又は個人の身分を証明できるもの
  - (2) 法人・団体 定款又は定款登記事項証明書若しくは法人・団体の概要を証明できるもの
- 2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること
  - (2) 提出された入会申込書等から、本会会員としてふさわしいと認められる個人、法人並びに団体であること
- 3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、これを入会申込者に通知する。

### (退会)

第3条 会員は、退会届(様式第2号)を提出して、任意に退会することができる。

### (再入会)

第4条 前条により退会した者又は規約第10条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書を提出するものとする。

- 2 前項の再入会の申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを入会申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

### (会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第5条 入会者は会員名簿に登録し、登録内容に変更が生じた場合は遅滞なく更新するものとする。

- 2 会員資格を喪失した者については、会員名簿から抹消する。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

## 喜多方観光物産協会 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、喜多方観光物産協会（以下「本会」という。）規約第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

### (種類及び金額)

第2条 会費の年額は、会員の種別に応じて次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員は、年額1口2,000円を基準とし、正会員の種別により次のとおりとする。

① 個人会員

- ・ 喜多方市内に住所又は事業所を有する個人 3口以上
- ・ 喜多方市外に住所又は事業所を有する個人 5口以上

② 法人会員

- ・ 喜多方市内に住所又は事業所を有する法人 5口以上
- ・ 喜多方市外に住所又は事業所を有する法人 10口以上

③ 団体会員 5口以上

(2) 賛助会員は、一律1口2,000円以上とする。

### (会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (会費の納入方法)

第4条 会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年6月末日（休日の場合は翌日）に届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

(2) 振込納付

毎年6月に会員宛に送付する振込依頼書により、金融機関からの振込みにより納付する。

(3) 持参

事務局へ直接持参により納付する。

### (中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会月が4月から10月までの場合は年額の全額とし、11月から翌年3月までの場合は会費の徴収はしない。

### (改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。